

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		許可事項の変更許可 新座市都市公園条例 第11条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。 (3) 業として写真又は映画を撮影すること。 (4) 興業を行うこと。 (5) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 2 略 3 第1項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
所管部課係名		まちづくり未来部みどりと公園課公園係
審査	関係条項	新座市都市公園条例第11条第1項及び第2項 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。 (3) 業として写真又は映画を撮影すること。 (4) 興業を行うこと。 (5) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所その他参考となる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許可事項を変更する基準も、許可を受けたときの基準を満たしていなければならないため）
基準	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）